

○平戸市建設工事業者選定要綱

平成17年10月 1 日

告示第107号

改正 平成18年 5 月19日告示第75号

平成18年 7 月10日告示第113号

平成20年 5 月30日告示第92号

平成21年 5 月29日告示第95号

平成22年 3 月19日告示第 9 号

平成23年 5 月31日告示第38号

平成24年11月30日告示第82号

平成25年 5 月20日告示第29号

平成27年 3 月25日告示第13号

令和 2 年 3 月23日告示第 7 号

令和 3 年 4 月 1 日告示第51号

令和 4 年 9 月26日告示第122号

令和 6 年 3 月25日告示第17号

令和 7 年 6 月25日告示第87号

〔注〕平成20年 5 月から改正経過を注記した。

建設工事の公共性及び特殊性に鑑み市が発注する建設工事、業務委託等については、地方自治法及び建設業法の規定に基づき、建設業者の信用、技術力等を特に重視すると共に、工事の適正施工を確保するため本要綱を定め、厳正かつ公平でしかも機会均等を配慮し、入札について合理的な基準を設けるものとする。

（趣旨）

第1条 この告示は、平戸市が行う建設工事等の公共性及び特殊性に鑑み、建設工事等の入札について、機会均等を配慮し、建設業者の信用及び技術力等を特に重視するとともに、工事の適正施工を確保するため、入札について厳正、公平かつ合理的な基準を定めるものとする。

（全部改正〔令和4年告示122号〕）

（業者の入札参加申込）

第2条 平戸市が発注する工事の入札に参加しようとする業者に対しては、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格申請書
- (2) 建設業許可証明書（写可）
- (3) 営業所一覧表
- (4) 工事経歴書
- (5) 納税証明書（写可）
- (6) 技術者経歴書
- (7) 使用印鑑届
- (8) 経営事項審査結果通知書（写可）
- (9) 労働基準監督署が発行する労災保険料納入証明書（写可）

(10) 身元証明書（写可） 法人の場合は商業登記簿謄本（写可）

(11) 委任状

(12) 所有機械一覧表

(13) 誓約書・役員一覧表

(14) 系列会社についての届出書

（一部改正〔平成20年告示92号・24年82号・令和3年51号〕）

（入札参加資格）

第3条 入札に参加することのできる業者は、前条に規定する書類を提出し、かつ次に掲げる資格を有しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 1年以上の営業実績を有する者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者にあつては、同法第3条第1項による許可を受けた者

(3) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けた者

（一部改正〔平成20年告示92号・令和2年7号・3年51号・4年122号〕）

（格付の方法）

第4条 格付は、総合数値（客観的審査事項の審査で求めた審査点数に、主観的審査事項の審査で求めた審査点数を合わせた数値をいう。）により、**第3項に規定する表**のとおり工事種類ごとに等級を設けて行う。ただし、土木一式工事における当該格付後の建設業者の年間平均完成工事高が、**同項に規定する表**の年間平均完成工事高の欄の要件に満たない場合は、当該要件に相応する等級まで降格させるものとする。

2 土木一式工事及び建築一式工事については、格付対象業者が建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に適合しない場合、Aランクに格付しないものとする。

3 次の表以外の工事については、格付は行わない。

工事の種類	格付区分		年間平均完成工事高
	等級	総合数値	
土木一式工事	A	760点以上	2,000万円以上
	B	570～759点	500万円以上
	C	569点以下	500万円未満
建築一式工事	A	720点以上	
	B	630～719点	
	C	629点以下	
電気・管工事	A	660点以上	
	B	659点以下	
舗装工事	A	850点以上	
	B	849点以下	

(1) 主観的審査事項 主観的審査事項の審査は、次により行うものとする。ただし、市内建設業者以外の建設業者の場合は、次のイに定める事項のみとする。

ア 主観的審査項目

(ア) 工事成績 審査する年の前年1月から12月までの1年間に完成した工事について、各建設業者の工事種類ごとの工事成績評定点の平均点により、次表の点数を付与する。

成績区分	60点未満	60点以上	65点以上	75点以上	80点以上	85点以上
		65点未満	75点未満	80点未満	85点未満	
付与点	-60	-30	0	20	40	60

(イ) 技術職員数 客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力(Z)において工事種類ごとに認定された1級技術者、基幹技能者、2級技術者、その他の技術者についてそれぞれ1人につき順に2点、1.5点、1点、0.5点を付与することとし、それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。

イ 信用度 審査する年の前年1月から12月までの1年間に市から指名停止又は指名除外を受けた業者について、次の項目ごとに点数を合計し、100点を限度として審査点数から減じる。ただし、指名停止又は指名除外の原因となった行為ごとの適用については、次の(ア)から(ウ)までに該当する項目の評定の合計と(エ)の評定のいずれか高い方を適用し、(エ)以外の項目のいずれにも該当しなかった場合には(エ)の項目を適用するものとする。

(ア) 工事の安全成績に係るものについては、次の表の評点とする。評定の決定については、事故の内容により指名審査委員会で決定する。

	公衆工事		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
市工事	100	70	70	40
一般工事	70	40	40	20

(イ) 贈賄事件に係るものについては、100点

(ウ) 談合に係るものについては、次の表のとおりとする。

	法人・役員等	使用人
市工事	100	70
一般工事	70	40

(エ) 指名停止又は指名除外の期間を基準とするものについては、次の表のとおりとする。

指名停止の期間	減点
6月以上	100
5月	80
4月	60
3月	40
2月以下	20
一般工事	70

ウ その他の審査事項

(ア) 優秀工事表彰 格付年度の前年度に平戸市から優秀工事表彰を受けた業者

に対し、表彰を受けた工事種類の審査点数に10点を加える。

(イ) 防災協定 格付年度の前年12月31日時点において、災害発生時における支援活動について定めた協定（以下「防災協定」という。）を平戸市と締結している各種団体に所属又は直接平戸市と同様の協定を締結している業者に対し、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(ウ) 相互補完体制の構築 格付年度の前年12月31日時点において、防災協定による災害応急対策業務を円滑に実施するための多様な災害に迅速に対応できる相互補完体制を構築する団体（5者以上で構成する組織）に所属している業者に対し、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(エ) 災害応急対策への協力 格付年度の前年12月31日以前の1年間に於いて、平戸市災害警戒本部及び平戸市災害対策本部の設置に関連した災害等の応急対策を行うため、平戸市からの要請に基づき出動した業者に対し、出動回数に関わらず、全ての工事種類の審査点数に5点を加える。

(オ) 技術講習会の開催 格付年度の前年12月31日時点において、建設工事関連の各種団体に所属し、格付年度の前年12月31日以前の1年間に於いて、当該団体が主催又は共催して開催する技術の向上を目的とする講習会等に参加した業者に対し、参加回数に関わらず、該当する工事種類の審査点数に5点を加える。

(カ) 障害者雇用 建設業者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）であつて、同法第2条第1項に規定する障害者を同法第43条第1項に規定する障害者雇用率以上で6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合又は法定事業主以外の建設業者が、障害者を決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合には、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(キ) 消防団活動への協力 格付年度の前年12月31日時点において、平戸市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成22年平戸市告示第36号）第4条第1号に基づき、従業員が消防団員として2人以上入団している事業所等で、消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(2) 前号ウ（イ）から（キ）までに係る主観点の加点を希望する場合は、本市が指定する期間内に、本市が指定する書類を提出しなければならない。

（全部改正〔令和4年告示122号〕、一部改正〔令和6年告示17号・7年87号〕）

（有資格者名簿）

第5条 前2条の規定に基づき有資格者名簿を作成するものとする。

2 有資格者名簿は、毎年度作成するものとし、有効期間は次年度の有資格者名簿が作成されるまでとする。

（発注の基準）

第6条 工事発注の基準は、次に定める等級別基準表によるものとする。

種類	等級	請負工事の額	指名選定の範囲
土木一式工事	A	1,500万円以上	A級
	B	500万円以上1,500万円未満	B級、A級

	C	500万円未満	C級、B級
建築一式工事	A	3,000万円以上	A級
	B	1,000万円以上3,000万円未満	B級、A級
	C	1,000万円未満	C級、B級
電気工事	A	500万円以上	A級
	B	500万円未満	B級、A級
管工事	A	500万円以上	A級
	B	500万円未満	B級、A級
舗装工事	A	制限なし	A級
	B	250万円未満	B級、A級

2 その他の工事については、当該業種の適格者の中から経営規模等を勘案し決定する。

(一部改正〔平成22年告示9号・23年38号・25年29号・令和2年7号〕)

(業者選定方針)

第7条 業者を選定するときは、等級別基準表及び有資格者名簿により当該工事の予定金額に応じ、これに対応する等級に属する有資格者の内から選定するものとする。ただし、必要がある場合は、直近の上位及び下位の等級に属する有資格者の内から選定することができる。

2 前項の規定によるもののほか、下位2等級に属する有資格者で工事成績等において特に優秀な者については、これを選定することができる。

(一部改正〔平成20年告示92号〕)

(市内業者の育成等)

第8条 発注工事の施工上の合理性及び地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的選定に配慮するとともに、中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。）の受注機会の確保に配慮するものとする。

(業者選定の特例)

第9条 特に緊急を要する工事、特殊な技術若しくは経験を必要とする工事、軽微な工事又はその他特別な場合は、地域性及び等級を勘案して適格者を選定することができる。

2 現に施工中の工事と関連を有する工事を発注するとき、その他特別の理由により前2条の規定によることが適切でないと認められる工事を発注しようとするときは、前2条の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(一部改正〔平成20年告示92号・27年13号・令和3年51号〕)

(業者選定留意事項)

第10条 前条の規定により業者を選定するときは、次の各号の事項を勘案留意の上選定するものとする。

- (1) 不誠実及び不正行為の有無
- (2) 過去の工事成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件

- (5) 手持工事量の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適否
- (7) 経営状況及び資金調達能力、その他信用状態

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年5月19日告示第75号）

この告示は、告示の日から施行し、平成18年5月1日以降の入札から適用する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成18年7月10日告示第113号）

この告示は、告示の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成20年5月30日告示第92号）

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日告示第95号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第9号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日告示第38号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日告示第82号）

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年5月20日告示第29号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第13号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第7号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第51号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年9月26日告示第122号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第17号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年6月25日告示第87号）

この告示は、告示の日から施行する。